

神奈川県私立高等学校通信教育課程設置取扱基準(国・県)

高等学校通信教育規程（国基準）	神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。</p> <p>3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</p> <p>(通信教育の方法等)</p> <p>第2条 高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。</p> <p>2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができる。</p> <p>3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。</p> <p>(通信教育連携協力施設)</p> <p>第3条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、通信教育連携協力施設（当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）</p> <p>(2) 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に付随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であつて、面接指導等実施施設以外のもの（第10条の2第2項において「学習等支援施設」という。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条の規定に基づき神奈川県知事を所轄庁とする、通信制の課程を置く私立高等学校及び私立中等教育学校の設置、その他の私立高等学校及び私立中等教育学校の通信制の課程に係る認可については、原則として高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）（以下、「通信教育規程」という。）によるほか、この基準に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この取扱基準において「独立校」とは、通信制の課程のみを置く実施校をいう。</p> <p>2 この取扱基準において「通信教育」とは、高等学校の通信制の課程で行う教育をいう。</p> <p>3 この取扱基準において「設置者」とは、実施校の設置者をいう。</p> <p>4 この取扱基準において「分校」とは、本校から組織的、施設的にある程度分離独立しており、生徒にとっては独立の学校と認められるものをいう。</p> <p>5 この取扱基準において「本校」とは、実施校の主たる施設で分校ではないものをいう。</p> <p>(名称)</p> <p>第3条 独立校の名称は、既存の高等学校及び中等教育学校と同一のものであってはならず、原則として類似の名称でないものとする。</p> <p>2 学科及び学科に設けるコースの名称は、全日制及び定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与える名称でないものとする。</p>

高等学校通信教育規程（国基準）	神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準
<p>2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。</p> <p>3 前項に規定する協力校とは、実施校の行う通信教育について連携協力を行うものとしてその設置者が定めた高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。</p> <p>4 通信教育連携協力施設は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行う通信教育に連携協力を行うものとする。</p> <p>（通信制の課程の規模）</p> <p>第4条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。</p> <p>2 実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。</p> <p>（面接指導を受ける生徒数）</p> <p>第4条の2 同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40人を超えてはならない。</p>	<p>（通信教育の方法等）</p> <p>第4条 通信教育で行う添削指導、面接指導（通学形式による補習等を含む。以下同じ。）及び試験については、次により行うものとする。</p> <p>(1) 添削指導は、教科書、学習書、放送その他のメディアを活用して、生徒に報告課題（レポート）を作成・提出させる。</p> <p>(2) 面接指導は、生徒を実施校または面接指導等実施施設に登校させ、個別あるいは一斉授業によって行う。</p> <p>(3) 試験は、単位認定のために必要不可欠であり、生徒を実施校または面接指導等実施施設に登校させ試験を行う。</p> <p>2 各教科・科目の一単位当たりの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）第1章総則第2款（通信制の課程における教育課程の特例）に定める回数及び単位時間数以上とする。</p> <p>3 前項の添削指導及び面接指導は、実施校の教員が直接行うとともに、実施校の教員は、指導を行うにあたり、担当する生徒の学習における理解の状況を的確に把握し、その生徒が自ら学び自ら考える力を養えるよう努めなければならない。</p>

高等学校通信教育規程（国基準）	神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準
<p>(通信教育実施計画の作成等)</p> <p>第4条の3 実施校の校長は、通信教育の実施に当たっては、次に掲げる事項を記載した計画（第14条第1項第2号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。</p> <p>(1) 通信教育を実施する科目等（学校教育法施行規則別表第3に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。次号及び第3号において同じ。）の名称及び目標に関すること。</p> <p>(2) 通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに1年間の通信教育の計画に関すること。</p> <p>(3) 通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たつての基準に関すること。</p> <p>(教諭の数等)</p> <p>第5条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p> <p>(事務職員の数)</p> <p>第6条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。</p> <p>(施設及び設備の一般的基準)</p> <p>第7条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>	<p>(通信教育実施区域)</p> <p>第5条 実施校の通信教育を受ける生徒の住所（以下「通信教育実施区域」という。）が、神奈川県内のほか、他の都道府県に及ぶ場合には、当該都道府県の意向を踏まえなければならない。</p> <p>2 通信教育実施区域は、面接指導に支障のない範囲で定めるものとする。</p> <p>(通信教育連携協力施設)</p> <p>第6条 設置者の設ける分校は、原則として第11条及び第12条の基準を満たすものとする。</p> <p>(施設・設備の自己所有等)</p> <p>第7条 本校及び分校の施設及び設備は、原則として設置者の専用かつ自己所有とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、校地、校舎について自己所有であることを要しない。</p> <p>(1) 借用部分が賃貸借契約の締結等により、20年以上の長期借用をできることが確実と認められる場合</p> <p>(2) 借用部分が国又は地方公共団体の所有で、長期借用が困難である場合であつて、短期借用しなければならない相当の理由があると認められる場合</p> <p>2 前項各号に該当する場合において、借用後の各年度における賃借料と他の借入金に係る償還額（元利合計）の合計が当該学校（設置の認可にあつては、修業年限相当年数経過後）の年間事業活動収入の5分の1以内であること。</p> <p>3 本校及び分校の教育研究上の目的を達成するうえで、やむを得ない理由があり、長期借用が困難な特別の事情がある場合は、短期借用とすることができる。</p> <p>4 本校及び分校の施設及び設備は、原則として、担保に供されたものであつてはならない。ただし、次の各号の全てを充たし、教育上及び学校運営上支障がないことが確実と認められる場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 本校及び分校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。</p> <p>(2) 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。</p> <p>(3) 前号の担保に関する適正な償還計画があり、当該担保が設置者の資産状況等からみて施設及び設備を長期にわたり使用するうえで支障がないと認められること。</p> <p>(協力校及び指定技能教育施設)</p> <p>第8条 設置者は、協力校を設ける場合及び指定技能教育施設と連携する場合には、当該協力校及び指定技能教育施設の設置者との協力及び連携を十分に図り、生徒の修学に支障のないように努めなければならない。</p>

<p>高等学校通信教育規程（国基準）</p>	<p>神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準</p>
<p>(校舎の面積)</p> <p>第8条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、1,200平方メートル以上とする。ただし、次条第4項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(校舎に備えるべき施設)</p> <p>第9条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。</p> <p>(1) 教室（普通教室、特別教室等とする。）</p> <p>(2) 図書室、保健室</p> <p>(3) 職員室</p> <p>2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</p> <p>3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第1項第1号及び第2号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設を兼用することができる。</p> <p>4 独立校における第1項第1号及び第2号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。</p> <p>。</p>	<p>2 設置者は、協力校における面接指導が、通常、夏季休業期間、日曜日等であることや、芸術科目、職業科目等の講師の確保が困難であること等から、予め協力校との間において十分な調整を行い、協力校における教職員、施設、設備、その他の協力を受ける内容について、協力校の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うとともに、その内容について知事に報告するものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第9条 設置者は、各施設の定員について、面接指導や試験等を行うに十分な教育環境が確保されるよう、適正な人数を定めなければならない。</p> <p>(教職員)</p> <p>第10条 独立校には、校長を置かなければならない。</p> <p>2 設置者は、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員及び司書教諭を置くように努めるものとする。</p> <p>(校地・校舎等の面積)</p> <p>第11条 独立校の校舎の面積は、通信教育規程第8条本文の規定によるものとする。</p> <p>2 屋外運動場又は体育館の面積は、学習指導要領に定める体操、球技等が実施可能な面積（概ね600㎡程度）とする。なお、屋外運動場に代えて体育館を設置する場合、その面積は校舎の床面積に含まないものとする。</p> <p>(施設)</p> <p>第12条 実施校の校舎には、通信教育の用に供する次の各号に掲げる施設を備えなければならない。</p> <p>(1) 教室（普通教室、特別教室等とする。）</p> <p>(2) 図書室</p> <p>(3) 保健室</p> <p>(4) 生徒集会室</p> <p>(5) 職員室</p> <p>2 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における前項第1号、第2号及び第4号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。</p> <p>3 独立校が当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の高等学校の教育の用に供する施設を兼用することができる施設は、第1項第4号に掲げる施設に限るものとする。</p>

高等学校通信教育規程（国基準）	神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準
<p>（校具及び教具）</p> <p>第10条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。</p> <p>2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p> <p>（通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備）</p> <p>第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p> <p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p> <p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p> <p>（他の学校等の施設及び設備の使用）</p> <p>第11条 通信教育連携協力施設の施設及び設備を使用する場合並びに第9条第4項に規定する場合のほか、実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を一時的に使用することができる。</p> <p>（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）</p> <p>第12条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学</p>	

高等学校通信教育規程（国基準）	神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準
<p>校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>3 前2項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下この項において単に「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。</p> <p>4 第1項又は第2項の場合においては、学校教育法施行規則第97条の規定は適用しない。</p> <p>（通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価）</p> <p>第13条 実施校は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 実施校は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（広報活動）</p> <p>第13条 広報活動においての学校名、学科名等の表示は、計画承認又は認可された名称を使用しなければならない。また、教育内容、卒業後の各種資格の取得等に関して誤認のおそれのある表示を行ってはならない。</p> <p>2 広報活動は、次の各号に掲げるところに従い、学校設置計画承認後に行うことができる。</p> <p>(1) 新聞、雑誌、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、ホームページ等の各種広報媒体による広報を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨の文言を十分に認識できるよう表示すること。</p> <p>(2) 学校説明会、学校訪問等を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨、相手方へ正確に説明すること。</p> <p>3 課程を設置する場合の広報活動は「課程設置認可申請（計画）書」を知事に提出し、その承認を得た後に行うことができる。</p> <p>なお、知事は「課程設置認可申請（計画）書」を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会に報告するものとする。</p> <p>広報活動を実施するにあたっては、前項第1号及び第2号を準用する。</p>

高等学校通信教育規程（国基準）	神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準
<p>(情報の公表)</p> <p>第14条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第4号から第9号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。</p> <p>(1) 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。</p> <p>(2) 通信教育を行う区域に関すること。</p> <p>(3) 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。</p> <p>(4) 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。</p> <p>(5) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。</p> <p>(6) 通信教育実施計画に関すること。</p> <p>(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。</p> <p>(8) 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。</p> <p>(9) 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。</p> <p>2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p> <p>附 則（平成16年3月31日 文部科学省令第21号） （施行期日等）</p> <p>1 この省令は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する高等学校の通信制の課程における第9条に規定する事項については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則（平成18年3月30日 文部科学省令第6号） この省令は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年12月25日 文部科学省令第40号） <省略></p> <p>附 則（平成30年3月30日 文部科学省令第13号） 抄</p> <p>1 この省令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は平成31年4月1日から施行する。</p> <p><省略></p> <p>5 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に高等学校に入学した生徒に係る教育課程についての令</p>	<p>(その他)</p> <p>第14条 設置者は、各施設の定員に則した生徒募集を行い、過剰に生徒を収容するなど、生徒の教育環境が悪化することのないように努めなければならない。</p> <p>2 設置者は、生徒募集にあたり、入学志願者及びその保護者に対して実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正確に理解させることに努めなければならない。</p> <p>また、実施校の生徒募集要項には、通信制の課程である旨が明記されていなければならない。</p> <p>3 設置者は、実施校における教育活動について、情報提供を行うことはもとより、保護者等よりの問い合わせ等に対して十分な説明責任を果たすよう努めること。</p> <p>4 設置者は、高等学校の通信制の課程に在学する生徒に対し学習面や生活面で支援する民間施設との関係について、生徒及び保護者等に誤解を招くことのないようにするものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成17年11月1日から施行する。</p> <p>2 神奈川県私立高等学校の通信教育規程取扱い内規については、平成17年10月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は平成18年8月1日から施行する。</p> <p>2 第13条第3項は、学科の設置に準用する。この場合において、「課程」とあるのは「学科」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成20年2月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成20年6月1日から施行する。</p>

高等学校通信教育規程（国基準）	神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準
<p>和3年4月1日から新令第97条第1項及び第2項の規定並びに新規第12条第1項から第3項までの規定が適用されるまでの間における旧令第97条第1項及び第2項の規定並びに改正前の高等学校通信教育規程第12条第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。</p> <p>附 則（平成30年8月31日文科科学省令第28号） この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月31日文科科学省令第14号）抄（施行期日） 第一条 この省令は、令和4年4月1日から施行する。 ただし、（中略）第3条中高等学校通信教育規程第12条第1項から第3項までの改正規定並びに附則第6条の規定は令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 第四条 第3条の規定による改正後の高等学校通信教育規程第4条の2（学校教育法施行規則第111条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、通信制の課程を置く高等学校において同時に面接指導を受ける生徒数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則（令和4年12月28日文科科学省令第40号） （施行期日） 1 この省令は、令和5年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この省令による改正後の高等学校通信教育規程（以下「新規程」という。）第5条第1項（学校教育法施行規則（昭和22年文科省令第11号）第111条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間は、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭（新規程第5条第2項の規定により助教諭又は講師をもってこれに代える場合を含む。）の数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附 則 1 この取扱基準は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この取扱基準は、平成27年8月24日から施行する。</p> <p>附則 1 この取扱基準は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則 1 この取扱基準は、令和5年4月1日から施行する。 2 高等学校通信教育規程の一部を改正する省令（令和4年文科科学省令第40号）附則第2項の規定によりなお従前の例による場合における教職員の基準については、なお従前の例による。</p>